

■第6次長野県男女共同参画計画策定におけるDV防止・女性支援等
第2回専門ワーキンググループ

日時：令和7年8月22日（金） 14時00分～16時00分

場所：長野県中央児童相談所 3階会議室

1 開会

(事務局：長野県児童相談・養育支援室)

ただいまより、「第6次長野県男女共同参画計画策定におけるDV防止・女性支援等第2回専門ワーキンググループ」を開催いたします。進行は、児童相談・養育支援室が行います。

それでは、ワーキンググループ開催にあたりまして、酒井こども若者局長からご挨拶を申し上げます。

2 こども若者局長挨拶

こども若者局長の酒井でございます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。

今回の専門ワーキンググループについては、5月20日に第1回を開催いたしました。当日は、女性支援やDV防止関係の現状・課題について事務局から説明をさせていただいたほか、皆様から女性支援やDV防止に関して様々なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

6月17日に令和7年度第1回長野県男女共同参画審議会が開催され、萱津座長から第1回専門ワーキンググループの内容についてご報告いただきました。

本日は、それに引き続き第2回目の専門ワーキンググループとなりますが、前回議論いただいた内容につきまして、今回のワーキンググループでご審議いただく資料を作成しました。「第6次長野県男女共同参画計画」に盛り込む取組内容案について、ご議論いただければと思っております。これからの長野県のDV防止や女性支援がより良くなるようにご審議をよろしく願いいたします。

(事務局)

なお、会議につきましては、個別事例や事案にまで発言が及ぶことも考慮いたしまして、前回に引き続き非公開とさせていただきます。

また、録音させていただき、本日の資料と個人情報を省いた会議録に関しましては、ご確認いただいた上で、後日県のホームページに公開しますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

今回からひとり親家庭の支援を担当しているこども・家庭課にも出席をしてもらっておりますので、ご承知おきください。

(※資料確認、あいとぴあの相談窓口カードの紹介)

3 議事

(萱津座長)

それでは、会議事項に入ります。第2回の今回は人権・男女共同参画課より第6次男女共同参画計画の骨子案についてご説明いただきます。また、事務局からは、女性支援基本計画およびDV防止基本計画の男女共同参画計画への統合に向けた取組内容案について、説明していただきます。それでは、それぞれのご担当の方よろしくお願いたします。

(人権・男女共同参画課)

※資料1について説明

※第6次長野県男女共同参画計画の策定スケジュールについて(予定のため変更の可能性あり)

- ・素案：10月中旬 第2回男女共同参画審議会にて検討
- ・答申案：12月 第3回男女共同参画審議会にて検討
- ・パブリックコメント募集：年明け
- ・決定：令和8年3月頃

(事務局)

※資料2、3について説明

(男女共同参画センター)

机にお配りしました男女共同参画センターのカード(アルクマカード)ですが、2種類ございます。男女共同参画センターについてご存じない皆様に業務内容を知っていただきたいということで、今年度作成いたしました。アルクマカードにしたことによって、関心のない方にも手に取っていただき、気軽に捨てられないと考えております。手帳や財布に入れていただいで、生活上困ったことがあった時に見返してもらえよう作成したものです。

ご意見等あればお願いします。

(萱津座長)

ご説明ありがとうございました。

では、事務局から説明がありました点について、資料3を中心に議論に移りたいと思います。

まず、大項目1の広報啓発の方法や取り組み、成果指標についてご意見をいただければと思います。

(山口構成員)

広報・啓発①の「子どもに向けた教育及びミドル世代、シニア世代に向けた教育、啓発活動」のミドル・シニアというと子どもから年齢が飛ぶように思うんですけども、全世代の人たちに向けての教育や広報啓発が必要だと思うんですが、子どもとミドル世代の間は対象にしてないんでしょうか。

(事務局)

一般県民向けの講演会や、市町村、地域、起業への「出前講座」の実施には中間層も入っているという認識です。

(人権・男女共同参画課)

補足しますと、あらゆる世代に啓発していかなければならないと思うんですが、その中でも特に注力していかなければいけないものがあると考えております。

男女共同参画審議会でもミドル世代、シニア世代は仕事や子育てが集中する世代であり、DVが起りやすい場面であるというご意見もいただいておりますので、30代や40代などライフステージの様々な変化が集中する世代を強化してはどうかという趣旨かと思えます。

(山口構成員)

「課題」の一番上の■の2行目に「包括的性教育の実施を計画に盛り込む必要がある」と記載があり、「包括的性教育」という言葉を入れていただいて嬉しいんですが、第6次男女参画審議会の第1回目まとめでは「包括的性教育」というのは入っていませんでした。

市議会では何度も私や他の委員の皆さんからも出たんですが、「包括的性教育」という言葉がなかったので、「なぜ入らなかったんでしょうか」とお尋ねしたところ、「教育関係と打ち合わせしたら学習指導要領にない」と。でもここには入ってるというのはどうしてかお伺いしたいんですが。

(人権・男女共同参画課)

「課題」の中には意見ということで入れてまして、「取組内容(案)」には入っていないと思います。

この部分について、計画の中でどうやって変えていくかということは、引き続き教育委員会とは相談したいと思います。

現在、国が第6次計画を並行して作っておりますので、8月の上旬に公表された中では、「包括的な教育」という言い方をしておりますので、どのような文言が適切かということは引き続き事務局でも考えさせていただきたいというふうに考えております。

(山口構成員)

国の動きはそうであっても、全国に先駆けて長野県は「包括的性教育」といって進めるといい

と思います。

学習指導要領も近々に見直しがあるようですが、パブリックコメントもあるようですし。

今、民間の間では「包括的性教育」なのですが、審議会で出た骨子案の中の「性教育」というのは、「性に関する教育」という曖昧な言葉だったんです。本当にこれが必要だという認識を持って、ぜひ取り組んだらいいと思います。この「取組内容(案)」に「包括的性教育」というのをぜひ入れていただけたらなと思います。

(人権・男女共同参画課)

ご意見頂戴しましたので、また検討させていただきたいと思います。

(事務局)

区分けのところはなかなか難しいところがあるとは思いますが。

男女共同参画計画全体での教育や啓発の活動に位置づけるという部分、例えば小さい頃からジェンダーの認識や意識を高めていくということは、基本的には男女共同参画計画の全体的なことに関わってくるようなものでございますので、全体的な施策として進めていくことになるのかなと思っています。

一定の人権教育や山口構成員がおっしゃったような「包括的性教育」についても、男女共同参画計画の全体的なところに盛り込むかどうか、どこまで盛り込めるのかについては、事務局だけでは対応できない部分もございます。

一方、ここに掲載した「取組内容(案)」については、女性支援とDV防止というところに直接的に関わってくるようなもの、例えばデートDVや性被害の防止、一般県民向けに関しても基本的にはDVに関係するようなものを中心にまとめています。

そのような区分けで書いているところがございますので、御説明させていただきました。

ですので、書き方や施策の内容に関しては、男女共同参画計画全体と女性支援・DV防止の部分という観点で、役割分担を考えておりますのでご承知いただければと思います。

(萱津座長)

他の方でご意見ございますか。

(出澤構成員)

学校現場において、どのようなテーマでどのように子どもたちに伝えるかを多少明確にした方がいいんじゃないかと思っています。

人を大事にするというところから全てが始まると思うんですけど、そういう位置づけとプラスこの性の問題に関することというのはちょっと離れがちになってしまったりするんで、学校の現場の教育っていうのをどんな認識してくださるのかなとちょっと思いました。

(萱津座長)

先ほど言った指導要領のところでは、命を大切にすることでも、避妊の仕方など指導要領にないところは絶対教えないというところで止まっていると思います。やはり教育委員会が動くとするところが一番難しく、子どもたちに伝えるのは包括的ではなく指導要領に載っている部分のみの教育になってきてしまいます。

それを包括的にしなければということで、民間の助産師の団体などが独自に包括的かつ自分の身を守るということを教える活動をしています。必要に応じて、学校と専門職が連携できる仕組みがあるとよいと思います。

(宮下構成員)

広報・啓発の「取組内容(案)」の②と③に関しては、子どもたちに対してどのような取り組みを行うかは書かれていますが、①については、ここに取り組み内容として具体的に現時点で挙げられるというものには、子どもに向けた教育というものが書かれてないのかなと思います。子どもを対象にする内容はあると思いますが、「子どもの性被害予防を目的とした研修会」は子ども向けにやるわけではないですね。

一般県民向けの講演会というのも、いわゆる素晴らしいことだと思うんですけども、おそらくこういう講演会を開催すると意識の高い方だけが来るのかなと思います。これは広報として決して間違ってるわけではないですが、子どもに向けた学校現場にどれだけ入り込んでいくかという話の中で、②や③に比べるとむしろ①の方がもっと入りやすいのかなという気はします。

学校のカリキュラムがある中で練り込んでいくことは大変だとは思いますが、人権教育ですから、①のところでも、子どもを対象にした広報啓発活動というのを何か考えていただければいいかなと思います。

(萱津座長)

ありがとうございます。

性被害予防だけではなく人権教育という意味で、子ども向けにということですね。

他にご意見・ご質問はございませんでしょうか。

(宮下構成員)

成果指標について、「取組内容(案)」に挙げられてるっていうのは、認知度を現在の状況から100%に上げたいっていうことなんですか。

また、指標が「取組内容(案)」に挙げられてるっていうのは、どういう趣旨ですか。

(事務局)

各取組の実施状況については研修の回数などで確認できますが、実施したことによる成果を図るための基準として設けています。例えば、DVの認知度を指標とすることで、どれだけ世間に

DVという言葉が広まったかというのを見る化できるようにしています。

(宮下構成員)

広報・啓発活動を行うことによって認知度を上げていきたいという趣旨ということで分かりました。ありがとうございます。

(萱津座長)

他にはいかがでしょうか。

成果指標の「DV（配偶者からの暴力）」と書いてあると、デートDVは入らないだろうというふうに認識されてしまうので、例えばこれを「DV・デートDVに対する認知度」とすると、もっと認知度が上がってくるような気がします。

成果指標の項目の表現の仕方を変えていただくことは、可能でしょうか。

デートDV、つまり配偶者だけじゃなくて恋人からのDVも踏まえた上での認知度として調査をした方が目標値により近づくとおもいます。

例えば若い人たちにとっては、配偶者からの暴力じゃないから自分が受けている暴力は関係ないと思ってしまいます。DVやデートDV両方含めて、どれだけ認知が高まるかというような指標で取るとしたら、より若者に対しての理解深まったなとなると思います。

(宮下構成員)

元々ドメスティックバイオレンスでドメスティックというのは家庭内という意味なんですけど、家庭内とか同居している人たちの間でもできるってところから始まりましたけど、今はもうそれに限られない使い方をされてます。例えば「DV・デートDV」って書いてもいいと思うんですけど、逆に「DV（配偶者等からの暴力）」にしてもいいかなと思います。DVという言葉自体がデートDVを含むような言葉で使われていくようになってると思います。

ですので、配偶者に限るのはちょっとどうかなと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。

幅広く捉える必要があるということに関しては、前回山口構成員からも、身体的な暴力だけではないというお話もあったかと記憶しております。

今の話ですけれども、対象者やその当事者の関係性という観点で、もう少し幅広く見ていくべきで、そういった形でDVという認識に関して評価をしておくべきではないかというご意見ということで考えております。

ご意見を踏まえて、今までの経過と兼ね合いも含めて検討させていただければと思っております。

(山口構成員)

DV(配偶者からの暴力)は、DV防止法の言葉そのままですが、皆さんに意識を変えて欲しいなと思っています。「配偶者等からの」ではなく、「配偶者等への」に変えてほしいです。私はずっと言ってるんですが、そのように変える自治体も出てきました。今後も全国的に変わって来ると思います。長野県もぜひ変えて欲しいです。

先程いただいたカードもおかしいんです。カードの左下の「デートDVってなに?—交際相手から受ける様々な暴力のこと」は「交際相手への」に変えるべきです。その下に「例えば、SNSで悪口を言う」と記載がありますが、主語がやる側になっています。しかし、「デートDVってなに?」の定義を言うときに変わってしまっている。被害者に向けてのメッセージになってしまっていて、矛盾しています。そういうのは統一すべきで、統一するならDVをやる側にフォーカスした言葉にしてください。

(出澤構成員)

我々は相談を受ける立場で仕事をしてきているのでなるほどなと思いながら聞いていました。

(山口構成員)

被害者に接してる人たちはそうなんですが、DVの定義を言うときに被害者向けにしてしまうと、被害者に「あなたの責任」「あなたが何とかしなければいけないんですよ」というメッセージになってしまうんです。本当に意識の変革が必要だと思っています。

(竹内構成員)

支援者側からすると、DVを受けてきた方の相談を受けてきて、その通りだなと思いながら今お話を伺っていたところではあります。

広報・啓発の部分についてということで、性教育については学校での教育もそうだと思うんですが、我々施設の中での性教育というところも毎回課題として挙がってきています。その中で、子どもと接する仕事に就く人間への教育というところも必要になってくるのかなと思います。

①の研修等についてというところは、保育士や教員など子どもと接する大人の方が学んでいかなければいけないのかなということを感じたところです。

(萱津座長)

一般市民向けだけでなく、子どもと接する専門職向けということですかね。

時間の関係もありますので、広報・啓発についてはここまでとして、次に「支援体制整備・強化」について御意見をいただければと思います。

(竹内構成員)

②の成果指標にある「一時保護による支援の満足度」が現状87.5%ということで、一時保護に

よる支援の満足度が上がらないという点について、やはり被害者側の方が生活を変えなければいけなかったり、狭められるという部分ではなかなか難しいのかなと思います。また、当施設もそうなんです、老朽化によって施設自体が満足できる施設ではないというところを感じています。女性相談支援センターの一時保護の機能としましても、皆さんご覧になった方もいるかと思いますが、そこで生活ということを見ると、次の場所が決まるまでには閉鎖的なつらさがあるのかなと思います。もちろん医療や安全性のためには、ある程度の制限も必要になってくるのかもしれませんが、建物のところでも変えていく必要があるのかなということを感じています。

(山口構成員)

③で「DV 加害者プログラムの推進と被害者の保護以外のアプローチ」という言葉を入れて頂いて嬉しく思っています。DV 防止法は避難して支援を求める女性には保護命令を適用して守ってあげますとなっています。だから離れない人には20年以上も何もなしで来てしまいました。でも、多くの被害者がどこか知らないところに行って新しく生活したいわけないんです。DV する側に責任があるのに、責任がある人は同じ生活を続けられて、被害を受けた方が着の身着のまま出て行って苦勞するなど本当に理不尽なことが何十年も続いているんです。

それこそ考え方を大きく変えないと、本当の支援にならないと思います。多くの被害者が求めているのは、やはり相手に変わって欲しいということなんです。それは簡単なことではありません。だけど、社会が突きつけたら変わると思います。

アメリカには二つの突き付けがあります。妻からの突き付けと社会からの突き付けです。私はアメリカのカリフォルニア州で更生プログラムを学んできました。裁判所であなたがやっていることはDVで、社会はそれを許しません、更生プログラムを受けなさい、受けないと刑務所行きですよ、どっちを選びますかと裁判官に言われて、プログラムを選ぶ人がいっぱいいるからたくさん更生プログラムがあるわけです。

日本は社会からの突き付けが全くなく、妻からの突き付けだけです。だから、被害者に責任取らせてるようなことが続いているわけです。

社会が突きつける仕組みを作るべきだと思います。ここには詳しく書いていないということはこれから取り組むということだと思います。ぜひ加害者対策を発展させていただきたいと思います。

(萱津座長)

②では、一時保護所の建物の問題もあると思いますが、生活の制限もあって、例えば自らネットで仕事を探そうとしても携帯の使用制限があったり、車を持っているとなかなか難しかったりということもあるので、一つは建物、それから一時保護所の保護のあり方を今の時代に合った形に変えていくということが必要だと思います。加害者から守るということは確かにそうなんです、被害者が生活を立て直す意欲を持てるような設備や方法も考えていかなければいけないと思います。そこを何とか追加をしていただきたいです。

(山口構成員)

①質向上による相談支援機関の体制強化というところで、「女性相談員支援員等へのトラウマインフォームドケア等に関する専門研修の実施」というのが入っていて嬉しく思いました。どんな研修を受けてらっしゃるのか教えていただけたらと思います。

(事務局)

これからの取り組みとはなりますが、トラウマインフォームドケアの専門家をお願いし、女性相談支援に関わる相談員等に対する研修会や事例検討会を定期的で開催することによって、対応ができるような素地を作っていくことが考えられます。

(萱津座長)

相談員は自分が攻撃されているように感じてしまい、定着が難しいところがありますので、女性相談員に対する研修やスーパーバイザーを入れるなど、女性相談員が抱えているモヤモヤを吐き出したり、それに対して助言をもらったりということもとても大事と思っています。

児童虐待DVホットラインを受けているソーシャルワーカーも同様に、継続がなかなか難しいのでそのような研修の充実をお願いできたらと思います。

(山口構成員)

今の部分に関連したところで、これは民間の人たちも含めての研修を受ける機会ですか。

(事務局)

今考えている現状としては、まずは県や市町村に勤務している女性相談の最前線で相談を受ける女性相談支援員の方たちに対する研修を考えています。

今後は幅広く、民間の方々も含めてということを考えていければと思います。

(山口構成員)

ぜひお願いします。

というのも、最近民間で頑張ってる人たちが心理的に崩れて活動ができなくなるバーンアウトをしてしまったということを聞きます。民間の人たちもサポートが必要だと思うのでぜひお願いします。

(山口構成員)

④の一番下に、「女性相談支援員を中心とした伴走型支援によるアフターケアの実施」とありますが、これはとても大事だなと思います。私の団体は加害者プログラムをやると同時に被害者にもどうしたいかを聞きます。それに沿って、被害者に伴走して加害者への対応をするんです。加害者が変わるだけでは被害者は立ち直らず、自分自身の回復が本当に必要なんです。被害者が

回復しなければ加害者が変わっても2人の間で良い関係は作れません。

だから、この「伴走型支援によるアフターケア」という言葉を入れていただいて本当によかったなと思っていて、ぜひ充実させてほしいなと思います。

(宮下構成員)

今の「伴走型支援によるアフターケアの実施」は非常にいいことだと思いますが、この④の中の「住宅の確保や就労支援を含む経済的支援の充実」や「伴走型支援」をどの段階までいつどんなことをやっていくのかというのが非常に重要な問題だと思います。

行政が主体となってやっていくことですから、やはり終わりや限界もあると思いますが、その伴走型支援が支援をまだ必要としている状況で打ち切られてしまうというのは避けなければいけないし、そうすると行政の中でどこまでやるか、あるいはどこで終わりにするのかという指標が必要なのかなと思います。

どのようなことをどの程度までするかという具体的な内容を検討していただく際に、どのようなケアが必要なのかということも含めてぜひご検討いただければと思います。

(萱津座長)

例えば、県社協でやっているわかさぽ Base のシェルターが増えてきており、まず住むところや食べることを保証しながら、というように女性相談支援員から民間へきちんと繋げていく。つまり、民間の若者や女性を支援しているところにきちんと繋げて、そこのソーシャルワーカー等が継続支援して生活が安定していくというような形になればいいなと思います。行政がずっと支援をするということは無理なので、民間に繋げて継続し、行政は民間の活動を支援するということの方が大事だと思います。

他にもシェルターが県内で増えてきていますので、情報をきちんと提供して繋げるというところまでは絶対必要と思っています。

(山口構成員)

去年のシェルターネットの全国大会で神戸へ行きました。テーマは「ハウジングライツはヒューマンライツ」で、DV被害者の住まいを社会が提供すべきだということでした。実際に取り組んでいる民間の人たちに色々見せてもらったんですが、民間だけでやるのはとても大変なことなので、ぜひ計画にも入れて欲しいです。

もう一つは、面会交流支援についてです。民間では面会交流支援というのをやってる人たちがいて、DVがあっても裁判所の調停においてDVをした親に対して子どもに会ってもいいという判断をしてしまうことが多いんです。そうすると、力で支配するという価値観を全く学び落としてないDV親が子どもに会い続け、それによって被害者をコントロールし続けてしまう。それを少しでもブロックするために支援をしている民間団体もあるんですが、長野県ではそういうのはあんまり聞いたことがないんですが、いかがでしょうか。

(宮下構成員)

そんなに盛んではないですが、あります。

(山口構成員)

行政からの支援はありますか。

(宮下構成員)

それは分かりませんが、非常に高いです。

(竹内構成員)

私たちが携わる中で、実際にそういう団体に入ってもらっているケースも過去にはありますが、現実的ではない金額です。相手方に負担をしてもらうことを前提でやっているところではあるんですが、なかなか難しさがあります。その代わりに、私たちも施設で立ち会うこともやっぱりあります。でもなかなか進んでないとかんじます。

(山口構成員)

被害者がとても苦しいと感じるケースはいっぱい聞くんです。子どもに会わせないと言うと、会わせないことによる罰金を何十万とか払わせたりするケースがあるということです。

裁判所で判断されてしまっているから会わせなきゃいけないけれども、子どもも会いたくなくなったりします。それでも連れて行かなければならないし、そこでまたDV加害者に会うなど、そういう事がとても辛くて、それでも罰金を払えとなっているケースがあるそうです。

(宮下構成員)

それはケースバイケースです。

子どもに対して父親が暴力をしていた場合には面会交流は認められません。

しかし、裁判所は夫婦の問題と親子の問題は別で、子どもにとって両親が別れるということは、子どもは被害者になっていて、それ以上さらに親に会えないというのは、なるべく避けてあげた方がいいという考え方です。母親に対してかなり強烈なDVということになると認められない場合も多いんですけども、言葉やちょっとした暴力ぐらいだと、なかなか認められてしまうのかなと思います。

ただ、それを支援していく団体があるんですけども、これを行政で支援することは現実的には無理だと思います。というのは面会する場所まで連れて行って、2時間とか3時間とか立ち会ってそれでまた連れて帰るということなので、これに公費を使いつつ人を動かしてというのはなかなか難しいのかなと思います。

(山口構成員)

そういうことが起きてしまうのは、DVが子どもへの虐待だという認識があまりにも根付いていないせいだと思います。面前DVだけでなく空気で子どもは感じとります。

私はDVは「受動虐待」という言葉を使っています。受動喫煙と同じです。

親がDVをするということは、家の中の空気を真っ黒にするようなものです。子どもにそれを毎日吸わせるようなものです。受動喫煙禁止というのがあると思いますが、それと言葉を重ねて「DVは受動虐待」で虐待を受けていることと同じなので「禁止」したいです。その認識が裁判所や調停などではないので、面会交流も許可されてしまうのだと思います。

(宮下構成員)

それは裁判所が人間教育をしなさいよということで、この計画の中で裁判所のやることを変更していくことはできないので、やっぱり面会交流支援をこの計画に入れるのは現時点ではちょっと難しいのかなと思います。

民間団体が増えてきて、サポートも入ってそういう意識が高くなると、企業が広告を出したりするじゃないですか。そうすると、費用も安くなって民間を使いやすくなるんでしょうが、今の段階では行政でバックアップって現実的じゃないんですね。重要な問題ではあるんですが。

(山口構成員)

そうであればDVが子どもへの虐待になるんだという認識を、行政が啓蒙をしたらいいんじゃないかと思います。

(竹内構成員)

DVの関係では、子どもへの心のケアというところで、②にも書いてあると思うんですが、すごく大事だなと感じています。

施設入所時というよりも入所して徐々に生活が落ち着いてきたところで本当の様子が出てきたり、ある程度大きくなって思春期になった時に父親と同じような行動をし始めるということがあります。それを虐待と捉えて、児童相談所との共同作業で心理的ケアも進めていけたらいいのかなという課題を感じています。

病院やクリニックに行くことになってしまうと、「自分は何の問題もないのになぜそんなところに連れて行かれなければいけないんだ」という反発をする子どもたちがいます。ただ思春期などこれから先々影響が出てくるだろうなというのを支援者側は気がついてるけど、予防の支援というのがなかなか今私たちも難しいなと感じているところです。

もし皆さんで何かそれに対して、こんなことができるだろう、必要だろうということがあれば教えていただきたいなと思います。

(山口構成員)

DV夫から離れられたと思ったら、子どもが同じような言動をし始めて、今度はそれによって

苦しむということもよく聞きます。このアフターケアは、必要だと思います。

先ほどDVは受動虐待だということを言いましたが、DV加害者プログラムを受けに来る男性の約8割がDV家庭出身です。見て学んでいて、学ぶということは真似るということなんです。それを学んで、それが間違いだという学び落としがないまま大人になって、自分がそのような環境になった時に、同じことをやってしまうんです。

(宮下構成員)

そのような家庭で育った人というのは、それが環境ですから当然そういうことになるんだと思います。

だから今おっしゃっていたことは、最初に検討した広報・啓発活動の中で、対象に子どもたちやミドル・シニア世代も含まれていますから、啓発していただければと思います。

(事務局)

受動虐待に関しては確かに大事な話であり、広報・啓発に盛り込むことを考えたら、この計画の趣旨に沿った部分もあるのかなということで、また相談させて頂ければと思います。

一時保護による支援の満足度に関しては、個々のケースに応じてできるだけ柔軟な対応をするということで、例えば一律に携帯電話の使用を禁止することではなくて、最近是个々の状況に応じて使っていただける方は使っていただいていることもあります。少しずつそういったソフトの対応の部分に関しては改善を図っておりまして、これからも引き続き可能な範囲の中で対応していくことにより満足度が高まるということが一つあります。

加えて、心のケアや手当ができないかということで、この「取組内容(案)」のところでも考えているところです。

ハード整備に関しましては、すぐに次の5年間の中で取り組みますとはなかなか言いづらいところがございますので、どこまでいただいたご意見を反映できるのかは難しいところがございますが、一つの視点として当然大事なことだとは思っております。

また、トラウマインフォームドケアについては、女性支援の方たちだけでなく、子どもに関わる専門職等についてもしっかり学んで、ケアを早めにしていくことが大事だと思いますので、広報・啓発や教育とあわせて、ケアのあり方ということも大事な視点としてご意見を賜ればというふうに思っております。

DV加害者へのアプローチに関しては、まだ何もないゼロからですので、何らかの形で踏み出せるようにさせていただければと考えています。

その他、伴走支援に関して、何をどこまでということをしっかり整理することはなかなか難しいですが、そのような視点が大事だと感じました。

各地域に配置されている女性相談支援員が行政側のアフターフォローの担い手としてはまず挙げられるところではありますが、民間との連携というところも、先程民間の方のバーンアウトというお話もありましたので、全て民間にお任せすればということもないと思います。例えばわ

かさぼ Base だと幅広く女性を支援するというものではなく、どちらかというとケアリーバーの方たちなどを支援するのが一番の趣旨であったりもします。

全てを整理しきれないところもあり、その後の「連携強化」にも繋がってきますが、個別の皆様状況に応じて相談支援員がまず関わりつつも、逆に民間が関わっていても行政関わった方がいい場合は、行政に引き継いでいくなど、カバーしていくこともあるかと思います。

(萱津座長)

それでは、大項目三つ目の「連携強化」について、ご意見いかがでしょうか。

(山口構成員)

連携強化の一つの方法として、関係者がみんな集まるということが絶対必要だと思います。連絡協議会ですが、そこには子どもや加害者対策をしている私たちにも声をかけてくれる自治体が出てきました。被害者支援だけではなく、様々な人たちが同じテーブルについて話し合うというものをぜひ盛り込んでいただきたいなと思います。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律でも、一人一人のニーズに応え伴走する支援という言葉が使われています。一人の被害者が様々な困難を抱えているので、いろんな人たちがその人のために集まり、何か施策を決めるときにもいろんな人の声が入るということは大事です。連絡協議会というのはいずれそういう形で作ってほしいなと思います。それはあるのでしょうか。

(事務局)

①の二つ目の点にある支援調整会議では関係者が集まって話をします。これからの話にはなりますが、保健福祉事務所 10ヶ所が主体となって、近隣の市町村を呼んで事例検討などを行います。元々連携会議というのは「ネットワーク会議」という名称で行っており、それを広げた形で民間にも参加いただくということで考えております。

(山口構成員)

この話はぜひ進めていただきたいと思います。

(出澤構成員)

協働する民間団体を増やす取組はどのように進められますか。

(事務局)

「協働する」という言葉にも色々ありまして、必ずしも補助金を出すだけではないと考えております。支援調整会議に入っただけということもあるかと思います。

(出澤構成員)

そういう組織がこれはゼロですけど、思い当たるところはいくつかありそうですか。

(事務局)

今年度から困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金のメニューの中の官民協働の事業を活用し、一団体に補助金を出しています。

(山口構成員)

県でこういう支援ができますよとか、このような活動をしたい人はどんどん言ってきてくださいという広報はしていますか。

(事務局)

今年度に関しては、実際に既に活動している団体への補助ということで公募はしていませんが、今後は他県同様、公募も考えていければと考えています。そのように進めていき、協働する民間団体等の数を令和12年度時点で7団体へ増やすことを目標としています。

(山口構成員)

実績がないと駄目なんですか。女性支援をしたい女性は結構いると思います。

おそらく資金や人材、マンパワーの問題もあるかと思いますが、長野県で女性支援を行っている団体が少ないのだとすればそれを育てるという考え方はいかがでしょうか。

(出澤構成員)

行政の立場にいた人間からすると、個人情報がある中で、安易に民間に情報を出せないというのがあるんだろうなと思ったりします。ですので、今までなかなか連携をしてこなかったんですよ。

(事務局)

先程事務局で申し上げた補助に関しては、細かいメニュー一つ一つを実施している団体などは個人も含めて県内にもあるんだろうと思いますが、一つ一つのことをそれぞれにお願いするというのが難しいという現実がございます。

県内では色々把握した中で、シェルターや相談支援、アフターケア等含めて包括的に女性支援をしていただいている団体ということで、その1団体に対して補助し連携を図るという形で、今年度は動いています。

そういった観点で、今年度に関しては広く募ってというようなことはしておりません。

一方で、そういった活動が地域的に、東信地域ですけれども、限られてしまうということはあると思いますので、他の地域に活動を広げられればと考えております。

先程の加害者プログラムを実施している団体とは、施策的な観点で進めていこうと思えば連携

をしていくということもありますし、例えばトラウマケアについては専門職を配置している団体
にお願いして連携をするということで、目標値に近づけられたらと考えています。

ただ、7団体というのは仮の数字で、現状の女性支援計画に記載の3団体から上方修正をし
ており、今後重点的な施策との兼ね合いで、いくつかの民間団体との連携を増やしていきたいと
思っております。

もう一点補足させていただくと、協働する民間団体というのは必ず補助の関係である必要はな
いですが、例えば先程のトラウマの話もそうですが、関係者会議だけではなく、当事者も入れた
会議もしていかなければならないと思っています。当事者も参画して会議を設置する場合には、
当事者の了解を受けて、民間団体も招いて話をするということは当然であろうかと思えます。

(山口構成員)

「取組内容(案)」の一番下にある指標の「市町村女性支援基本計画策定市町村数」の2市町村
はどこですか。

(事務局)

令和6年10月1日時点ではございますが、塩尻市と大町市です。

(山口構成員)

私は佐久市の審議会の委員もしていて、今度困難女性の計画を策定することになっているので、
要望したいと思います。

(事務局)

概ねご意見を出していただいたとすれば、もう一言ずつお話いただく時間もあるんじゃないか
と思いますので、今日全体の話や何か付け加えていただいても結構ですし、全体のご意見等伺
いできればと思います。

(萱津座長)

私自身も資料を見てなかなか自分の中でイメージするのが大変だったり、後から意見が出てき
たりということもありますので、今回のワーキンググループでの検討を振り返ってご感想でもご
意見でもありましたら一言ずつお願いできればと思います。宮下構成員からよろしいでしょうか。

(宮下構成員)

今までの議論を踏まえて具体的なものをいろいろ考えていただいたなとありがたく思っており
ます。

一点だけ気になったのが、資料3「広報・啓発」②の「リーフレットの配布によるDVの予防啓
発」とありますが、最近小学校はリーフレットやチラシ、宿題も紙で配らないです。タブレット

で色々やってるので、何かデータを作成して学校に渡すと、デジタルで情報を共有してくれます。その方がお金もかからないのでいいのかなと現実的には思います。以上です。

(萱津座長)

それでは山口構成員をお願いします。

(山口構成員)

「広報・啓発」のところで、ジェンダーバイアスやDVの間違った思い込みなどがありますが、意識を変えることをメインにやっていたんでは変わらないと思います。それで何十年も経ったけど、結局はジェンダーギャップ指数がどんどん下がっています。だから、効果的なことをやっていないと考えるべきじゃないかなと思います。

講座をやっても、宮下さんがおっしゃったけど意識のある人だけが来ます。あるいは動員をかけられてる人が来て、それでやったと言ってもあまり意味がないんです。

だからもう人々の意識を変えるよりも私は制度や仕組みを変えることが今こそ必要だと思っています。

教育については、子どもたちへのジェンダー平等教育にお金を使うのが一番効果的だと思います。ですから、②「DVやデートDV防止のための若年層に対する教育・啓発の実施」に重点的に予算を使っていただきたいです。ここに「ジェンダー平等」という言葉がないので、それはぜひ入れていただきたいです。改めてジェンダー平等を基盤にしたいろんな講座やリーフレットを考えていただきたいなと思います。

それから、内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」が毎年ありますが、それもあんまり効果が生まれてないように思います。

アウェアの関係者が海外にもいますが、その時期になるとフランスやメキシコなど集中的にお金をかけて、街全体がDVをなくそうという取組をしています。そういうインパクトのある伝え方をしないことには、同じことを繰り返しても駄目だなと思います。何か斬新な、これまでになかったようなことをやってみるということが必要だと思っています。以上です。

(萱津座長)

それでは、出澤構成員をお願いします。

(出澤構成員)

皆さんの話を聞き、色々勉強させていただきありがとうございました。

一つ思ったのは、精神保健関係の仕事をしていていた中でも、やっぱりその子の育ち・環境、先ほどお話ありましたが、DV家庭で育った子どもはやっぱり加害者になり得る可能性がとても高いんだということをつくづく思います。

それを思うと、やっぱり子ども時代に学校でのキャッチ、その後どういうフォローをするか、

あるいはそれを地域と繋げてどう支援するかという視点が欲しいかなと思いました。以上です。

(萱津座長)

竹内構成員お願いします。

(竹内構成員)

「広報・啓発」から「連携強化」まで含めてなんですが、小学生から大学生までを対象とした相談窓口に関する周知や啓発活動が広まっていくといいなと思います。

また、その子たちが安心できる居場所の提供もまた必要な部分になってくるので、民間団体とのネットワーク作りということで子どもたちの安心していただける場所の提供と情報の周知というのもまた必要だということを勉強させていただいて、今回改めて感じているところです。

今後ネットワーク会議で、こういう民間団体があるよということを支援者同士が知るといこともすごく重要なことというふうに思いますので、今後また学ばせていただけたらと思いました。

(萱津座長)

小さい時の生活環境というのは、その後の成長にとっても大事なと同時に、若い世代の学生9割は生活困窮を感じているというニュースを見て衝撃を受けました。

また、大学からの要望で毎年お米を2キロずつ学生に配布するという活動を社協が行い、250袋用意しました。去年までは250袋を受け取る時間が40分以上かかっていましたが、今年は多くの学生が列を作っていて10分で全部はけてしまいました。

インタビューを受けていた子だけではなく、遠慮して受け取れなかった子も含めると、物価高で若い人たちも大変な思いをしています。これからの子どもたちを育ていく環境や、その子どもたちを育てている親たちも含めて考えていかないといけないと思います。

こども家庭庁で「こどもまんなか」って言ってますが、子どもが端っこに追いやられているように感じました。

せめて、この計画が誰一人取り残されない社会の実現のために、有用であってほしいと思います。

一言ずつありがとうございます。それでは事務局へお返しします。

(事務局)

皆さんご議論いただきましてありがとうございました。萱津座長におかれましては、議事進行もありがとうございます。

本日の議論に関しましてさらに追加でご意見やご質問等ございましたら、電子メールで担当宛に8月29日(金)を目途としてお知らせくださるようお願いをいたします。

それから、本日のご意見に関しましては、資料3にご意見等入れさせていただく形式を今のところは考えております。内容を事務局の方で整理して、次回の男女共同参画審議会にて萱津座長

から今回の内容について審議会に報告をいただければと思っておりますので、構成員の皆様にはご了承いただければと思います。

第3回のワーキンググループですが、10月の男女共同参画審議会が終わりまして、12月に取りまとめの男女共同参画審議会が予定されているということでしたので、11月で日程調整させていただければと思いますので、また担当からご連絡申し上げたいと思います。

最後になりますが、閉会にあたりまして児童相談・養育支援室長の小川から一言ご挨拶させていただきます。

(児童相談・養育支援室長)

本日は長時間にわたり熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。

本日いただいたご意見は大変重要な視点であり、具体的な内容までご意見いただきましたので、今後計画の策定に向けた取組内容及び施策に関する検討にあたっての参考にさせていただきたいと思っております。

第3回のワーキンググループにおいては、素案としてお示しをしたいと思っておりますので引き続きよろしく願いいたします。

(事務局)

本日は暑い中会場までお越しいただき、また長時間にわたりご議論いただきまして誠にありがとうございます。

以上をもちまして第2回のワーキンググループを閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。